

議案第 5 2 号

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立視聴覚センターの休館日に月曜日を加えるため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正について

1 改正理由

北九州市立視聴覚センターの休館日は土・日・祝日で、現在、月曜日は開館している。

しかし、同センターの事務を所管する中央図書館は月曜日が休館（週休日）であり、中央図書館との事務連絡等に支障が生じている。そのため、中央図書館に合わせて月曜日を休館日とし、円滑な運営を図ることとしたい。

なお、館外貸出は一定の団体に限られ、事前に予約しての来館受取のため、休館日増の影響は少なく、サービスに支障は生じないと思われる。ついては、北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正するもの

2 改正内容

北九州市立視聴覚センターの休館日に月曜日を加えること。（第3条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

4 北九州市立視聴覚センター概要

所在地：八幡西区相生町20番1号 教育センター内

建物延面積：90㎡

創設年月：昭和50年11月（平成29年10月移転）

【令和5年度実績】

教材利用回数：1,474回

機材利用回数：622回

教材視聴者数：47,410人

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 7 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則

北九州市立視聴覚センター管理規則（昭和 5 0 年北九州市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「日曜日」の次に「、月曜日」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。</p> <p>(1) 日曜日、<u>月曜日</u>、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。</p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 略</p>